

契約の内容

契約の方式	公募型競争契約(簡易型総合評価方式)
契約年月日	2024年1月22日
契約業者名	日本道路(株)
契約業者の住所	東京都港区芝浦一丁目2番3号
工事の名称	多古台地区等代替地整備工事
工事場所	成田国際空港外(多古町多古台地区等)
工事種別	一般土木工事
工事概要	<p>本工事は、成田国際空港の更なる機能強化に伴う集団移転用代替地として、多古町多古台地区において宅地造成工事を実施するものである。 なお、大里地区で個別移転対応として同時期に実施予定の道路拡幅工事を、本工事に追加予定としている。(当該工事分は予算額に含んでいる。) 宅地開発面積 約2.0ha</p> <p>整地工 約34,000m³ 道路工 約4,700m² 上水工 約510m 排水工 約200m 公園工 約710m² 調整池(築堤式) 約4,200m³ (H=約4.0m) 擁壁工(L型擁壁) : H=1.0~3.0m 約330m (石積み擁壁) : H=0.3~4.6m 約80m</p> <p>・大里地区で個別移転対応として実施予定の道路拡幅工事について、関係者調整及び設計完了後、本工事に追加予定。</p>
工期(自)	2024年1月23日
工期(至)	2025年9月30日
契約金額	601,040,000円(税込み)
制限価格	724,933,000円(税込み)

右に記載する事項
(○で囲む)

1. 一般競争の参加資格
2. 随意契約の相手方とした理由
3. 総合評価方式における評点
4. その他

	評価内容		評価基準	配点	得点
施工計画	実施手順の妥当性	3.0	特記仕様書記載の開発行為の許可等に係る時期を踏まえた施工手順になっている。	3.0	0.0/3.0
			上記以外の場合	0.0	
	施工上配慮すべき事項的的確性①	2.0	「環境保全」(①騒音、②振動、③粉じん)への対策について、それぞれ3項目ずつ計9項目記載し、全てが適切である。	2.0	0.0/2.0
			上記以外の場合	0.0	
	施工上配慮すべき事項的的確性②	1.0	工事期間中のCO ₂ 排出量削減に関する取り組みについて3項目記載し、全てが適切である。	1.0	0.0/1.0
			上記以外の場合	0.0	
地域共生	地元企業の応募	2.0	本社が、空港周辺11市町(※1)(以下、「地元等」という。)に所在している。 なお、空港内に本社がある企業(財団法人を除く)を除く。(※2)	2.0	0.0/2.0
			上記以外の場合	0.0	
	地元企業活力度 (地元企業以外の企業が評価対象)	1.0	地元等に本社のある企業(以下、「地元企業」という。)以外の企業が、地元企業を一次下請企業として1社以上採用し、且つ地元企業への下請額の総額が見積価格の10%以上である場合。 なお、当社グループ会社は対象外とします。	1.0	0.0/1.0
	上記以外の場合	0.0			
企業の施工実績	過去15年間の完工実績(※3)	1.0	都市計画法第29条に基づく開発行為(※4)の許可を伴う1.0ha以上の住宅地(※5)の造成	1.0	0.0/1.0
			上記以外の場合	0.0	
	工事成績の加点措置(※6)	2.0	過去2年間における成田国際空港(開発)発注工事(同種工事(※7))の工事成績評定点の平均が90点以上の場合	2.0	0.0/2.0
			過去2年間における成田国際空港(開発)発注工事(同種工事(※7))の工事成績評定点の平均が80点以上の場合	1.0	
		上記以外の場合	0.0		
配置予定技術者の能力	技術者の施工経験	1.0	都市計画法第29条に基づく開発行為(※4)の許可を伴う住宅地(※5)の造成工事の従事経験を有する。(※8)	1.0	0.0/1.0
			上記以外の場合	0.0	

- (※1) 空港周辺市町村等とは、成田市、香取市、富里市、山武市、芝山町、多古町、横芝光町、栄町、神崎町、稲敷市及び河内町です。
- (※2) 共同企業体による応募の場合は、共同企業体を構成する社の現在の本社所在地で判断いたします。なお、共同企業体を構成する社のうち、1社が空港周辺市町村等に所在していれば加点対象とします。
- (※3) 2008年10月以降に元請けとして完工した工事を対象とします。
- (※4) 住宅地に係るものであれば、宅地造成のみか建売分譲かは問いません。ただし、建築物の増築に係る開発行為は対象外とします。また、都市計画法第29条第1項に掲げられた都道府県知事の許可を必要としない開発行為についても対象外とします。
- (※5) 住宅地のみ、または予定建築物の用途に住宅を含むものとします。
- (※6) 別紙「総合評価方式における工事成績の加点措置について」参照(工事成績評定通知書の提出は不要です。)
https://www.naa.jp/jp/pinfo/pdf/sougou_kouji.pdf
- (※7) 同種工事とは、「お知らせ」記2(1)に記載する「一般土木工事」を指します。
- (※8) 施工経験として認めるものは、1年以上の従事経験としますが、工期が1年に満たない工事の場合は、全期間に従事したものを対象とします。

